

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第九〇

号）（先議）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、放射性同位元素を装備した機器のうち設計の認証を受けたものについては使用の許可等の規制を合理化すること。
- 二、放射性同位元素の販売及び賃貸の業の許可制を届出制に改めること。
- 三、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の埋設の方法による最終的な処分に係る規定を整備すること。
- 四、密封された放射性同位元素であつて放射線障害のおそれが少ないものを扱う施設については、施設検査及び定期検査を合理化すること。
- 五、放射性同位元素等を扱う特定の施設における放射線測定記録等の定期確認制度を創設すること。
- 六、講習の修了のみで交付される第三種放射線取扱主任者免状及び放射線取扱主任者の定期講習制度を創設

すること。

七、登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬方法確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関及び登録定期講習機関の登録の要件等これらの機関が業務を行うに当たり必要な規定を整備すること。

八、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

ただし、登録認証機関等の登録の事前申請に係る規定等は、公布の日から施行すること。

九、この法律の施行に伴う経過措置等の所要の規定を整備すること。